

# こども家庭センター OPEN!

～「こども」のことならセンターに～

問い合わせ ☎28-1010  
(こども家庭課内)

## 『おおたけネウボラ』

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、こども家庭センターの利用者支援専門員と子育て支援センター「どんぐりHOUSE」の子育て支援コーディネーター（保育士）などが連携して、安心して妊娠・出産、子育てができるよう相談支援や子育てサービスを案内しています。また、必要に応じて関係機関と連携しサポートします。



中川こども家庭センター長

市役所には、医療・保健・子育て・保育所など、こどもに係る窓口がそれぞれありますが、こどもに関する事で、どこに話したらいいかな？と感じた時に行ける場所として令和8年4月に「こども家庭センター」を設置しました。このセンターの設置により、母子保健と児童福祉が、子育て世帯だけでなく、妊産婦やこどもを一体的に支援することで、切れ目のない支援の強化を図ります。併せて、これまで設置していた「子育て世帯包括支援センター（おおたけネウボラ）」と「児童家庭相談（子ども家庭総合支援拠点）」を統合し、関係機関と協力しながら、子育ての悩みを相談できない、支援を求めているが子育てをしていない、そんな子育てに困難を抱える保護者や家庭に対する支援を行います。こども本人が相談に来ることができ、あるいは、ちょっと話をしに来たなど、気軽に立ち寄れる「こども家庭センター」を目指します。

## 乳児期 幼児期前期



～3歳

・授乳がうまくできない。  
・赤ちゃんの体重増えているかな。  
・離乳食の進め方がわからない・・・  
そんな時は

『ふれあいサロンにこにこ相談（育児相談）』  
『もぐぼくひろば（離乳食講座）』P34関連 など

## 出産・産後



・赤ちゃんの沐浴やおむつ替えがうまくできるかな。  
・初めての出産で不安・・・  
そんな時は

『パパママスクール』P34関連 など  
～保健師や助産師から出産・育児についてアドバイスが受けられます。～

『妊婦のための支援給付』  
妊娠時・出産時に  
それぞれ5万円支給します。

## 妊娠



## 妊娠前

『特定不妊治療支援助成』  
こどもが欲しいけどなかなか妊娠しない  
～不妊治療の一部を助成します。～

## 『時期にあわせた相談対応』

妊娠期から定期的に、担当の相談員が、時間をかけて丁寧に話を聞きながら、子育てにおける不安や悩みに一緒に向き合います。

- ① 親子（母子）健康手帳交付時
- ② 妊娠7～8カ月ごろ
- ③ こんにちは赤ちゃん訪問（生後1～3カ月ごろ）
- ④ 乳児健康相談（4カ月ごろ）
- ⑤ 10カ月児面談
- ⑥ 1歳6カ月児健診
- ⑦ 3歳児健診（3歳7カ月ごろ）

## 『児童家庭相談』

子育ての悩みや不安はもちろん、近所に住むお子さんやこども自身からも、さまざまな相談を受けています。

## 『ひとり親家庭相談』

母子・父子自立支援員がさまざまな相談を受けます。

## 地域から

・近所にヤングケアラーと思われる子がいるんだけど・・・  
・お隣からこどもの激しい泣き声が聞こえる。

## 幼児期後期



3歳～

こども家庭センターは、妊娠前から妊娠中・子育て期にわたり、妊婦やこども、子育て世帯が気軽に相談できる総合相談窓口です。安心して妊娠・出産・子育てができるよう切れ目なく・もれなく寄り添い支援を行います。子育て中は不安がいっぱいです。お子さんや家族のことでの心配事は誰にでもおこりうる事です。ひとりで悩まず、まずは相談してください。

あなたに寄り添うサポートを



統括支援員

## こども自身から

・家事やきょうだいの世が大変。  
・家族から怒られてばかりだ。  
・学校に行きたいのに朝起きられない。  
・就学で心配なことがある。

## 学童期



6歳～

## 子育て世帯から

・こども・家庭のことについてどこに相談したらいいかわからない。  
・親子関係で悩んでいる。  
・ひとり親での困りごと。  
・育児・子育てにちょっと疲れた。  
・心配なことがある。(成長や発達など)

## 相談方法

- 電話や来所での相談  
【電話】 ☎28-1010  
【ところ】 市役所2階 こども家庭課内  
◆家庭や子育てに関すること（16番窓口）  
担当：こども家庭支援係・家庭児童相談室  
◆妊娠・出産・乳幼児に関すること（15番窓口）  
担当：母子保健係
- 家庭訪問での相談  
希望の方や必要に応じて、自宅に訪問してお話を伺います。

## 保育所などのサービスも積極的に活用してください

### 『保育所（園）・認定こども園・小規模保育園』

保護者の就労・病気などの理由によりお子さんを家庭で保育できないとき、保護者にかわって保育を行います。利用するためには、保育の必要性について市から「認定」を受ける必要があります。また、保護者が急病・通院、または冠婚葬祭などで保育が一時的にできないときやリフレッシュのために、児童を保育所（園）・認定こども園へ預けることができる、一時預かり制度（一部の園を除く）もあります。詳しくはこども家庭課まで。 ☎59-2148

### 『こども（誰）でも通園制度』

令和8年4月から始まりました！保育所などに通っていないお子さんが、時間単位で保育所などに通える新しい制度です。こどもの健やかな発達や、育児の負担軽減のために、ぜひ利用してください。詳しくはこども家庭課まで。 ☎59-2148